

## 資料 2

### 国家戦略特区における追加の規制改革事項等について(案)

平成 27 年 3 月 19 日  
国家戦略特別区域諮問会議

- ◇ 2015年度までの2年間を集中取組期間とし、いわゆる岩盤規制全般について突破口を開いていく国家戦略特区については、「日本再興戦略改訂2014」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、指定した特区の区域会議や、全国の地方自治体・民間からの提案も踏まえ、地方創生の推進等の観点からも、必要な規制改革事項を追加する。
- ◇ 具体的には、引き続き、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググループにおける検討も踏まえ、昨年10月10日の第9回会議でとりまとめたものに加え、以下の規制改革事項について、今通常国会に提出する特区法改正案の中に、特例措置等の必要な規定を盛り込むなど、所要の措置を講ずる。

#### (1) iPS 細胞から製造する試験用細胞等への血液使用の解禁

- ・ 現在、採取した血液を原料として製造できる物は血液製剤等に限定されているところであるが、再生医療技術を活用し、医薬品の研究開発等に係る国際競争力を強化するため、iPS 細胞から製造する試験用細胞等の原料として、血液を使用することを可能とする。

#### (2) 都市公園内における保育所設置の解禁

- ・ 保育等の福祉サービスの需要の増加に対応するため、保育所等の社会福祉施設について、一定の基準を満たす場合には、都市公園の管理者は占用許可を与えるものとする。

### (3) 外国医師による診療範囲の拡充

- ・ 医師不足が著しい地域等において、医師不足対策にも資する臨床修練制度の活用を促進する観点から、現在、外国医師の受入れ可能な診療所の範囲を「臨床修練病院の指定を受けた病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」としている同制度について、国家戦略特区においては、指導医を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充する。
- ・ また、臨床修練を行った外国医師について、国家戦略特区においては、二国間協定に基づく英語の医師国家試験において実地試験を省略し、筆記のみによる試験とする。

### (4) 地域限定保育士に係る試験実施の特例

- ・ 都道府県知事が2回目の保育士試験を行わない場合について、保育士不足解消等に向けて創設する地域限定保育士制度に係る試験を政令指定都市市長が実施することを可能とする。

### (5) 漁業生産組合の設立要件等の見直し

- ・ 漁業者の法人化・協業化により競争力の向上や6次産業化の促進を図り、浜の活性化に資する観点から、水産業協同組合法における漁業生産組合の設立要件を緩和する。

### (6) 農業生産法人の出資・事業要件の緩和に係る検討

- ・ 農業生産法人要件の緩和については、既に、平成 25 年 12 月に成立した国家戦略特別区域法において特区における農業生産法人要件の特例を設けたところであるが、今国会に提出予定の農協改革等関連法案において、農業生産法人要件の特例の特例を全国展開するとともに、これに加えて出資要件の緩和を行うこととしている。

- ・ 更なる農業生産法人要件の緩和については、平成 26 年6月に決定された、「日本再興戦略」改訂 2014(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、「「農地中間管理事業の推進に関する法律」の5年後の見直し(法附則に規定)に際して、それまでにリース方式で参入した企業の状況等を踏まえつつ、検討する」こと等が明記されており、これに即して引き続き検討することとなっている。
- ・ 本検討に当たっては、国家戦略特別区域基本方針(平成 26 年 2 月 25 日閣議決定)及び上記「日本再興戦略」改訂 2014 に基づき、国家戦略特区に係る区域会議からの提案を踏まえ、検討を加えるものとする。

◇ 速やかに全国規模の規制改革を進める。

#### (7) 地方公共団体による新規性等のあるサービスに係る随意契約要件の緩和

- ・ 創業期の企業を支援するため、地方公共団体が締結する契約については、新規性等のある物品に加え、役務に対しても、当該役務の新規性等を確認する措置を担保した上で、随意契約によることを可能とする。

#### (8) 通信制看護師学校養成所の入学基準の緩和

- ・ 地域医療体制の充実に向けた看護師養成のため、通信制看護師学校養成所の入学基準について、准看護師としての業務経験年数を短縮することについて検討し、今年中に結論を得て、速やかに措置する。

### **(9) 在宅医療に係る保険適用の柔軟化**

- ・ 女性の活躍推進等の観点から、例えば訪問型病児保育と併せて行う往診・訪問診療など、子どもに対する往診・訪問診療であって対応できる医療機関の確保が困難なものについては、医療機関と患者の所在地との距離が16キロメートルを超える場合であっても保険給付の対象となることを明確化する。
- ・ 在宅医療の提供体制を確保するため、外来応需体制のない保険医療機関の設置に係る要件の明確化を検討する。